

評価基準の判断目安について（小項目）

区分		判断目安等
S	年度計画を大幅に上回って達成している。	<p>年度計画を上回る実績・成果をあげている項目のうち次に掲げる条件に該当する項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数値目標が定められている項目について、目標の水準を大幅に上回る実績・成果をあげている ・実績・成果が卓越した水準にある ・県民の新たなニーズに迅速に対応した取組により高い実績・満足度を実現している ・上記の各項目に準ずる実績・成果をあげている
A	年度計画を達成している。	年度計画に記載された事項をほぼ100%計画どおり実施している項目
B	年度計画を概ね達成している。	年度計画に記載された事項を80%程度以上計画どおり実施している項目
C	年度計画を下回っており改善の余地がある。	年度計画に記載された事項を80%程度未満しか達成できず（達成度が概ね60%～80%未満）、実績・成果が計画を下回っている項目で、D区分には該当しない項目
D	年度計画を大幅に下回っており大幅な改善が必要である。	<p>年度計画に記載された事項を60%程度未満しか達成できず、実績・成果が計画を下回っている項目</p> <p>または次に掲げる条件に該当する項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数値目標が定められている項目で、実績・成果が目標の水準を大幅に下回っている ・提供すべきサービス、財務内容、その他業務運営に重大な瑕疵がある ・実績・成果が上記の各項目に準ずる水準に止まっている

<備考>

上記の判断目安等は、あくまで目安であり、実際の各項目の評価にあたっては、事項の進捗状況・成果を、業務実績の検証を踏まえ総合的に判断する。

※ 右図のイメージ図は、数値目標が定められている場合を例とした評価区分の水準のイメージであり、機械的に評定することを意図するものではない。

※ 数値目標が100%である場合は、達成率が100%であってもS評価とすることがある。

